

日本医学会分科会 理事長 会長 殿

日本医学会長
門 田 守 人



MID-NET の利活用に係る利用料について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長より本職宛に「MID-NET の利活用に係る利用料について」の周知依頼がありました。

依頼文によりますと、「MID-NETの利活用に係る利用料」につきまして、平成30年6月29日付で一部改正となったとのことですので、貴会会員に周知方よろしくお願い申し上げます。

関連の URL は、

<https://www.pmda.go.jp/safety/mid-net/0003.html>

になります。

なお、詳細は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構医療情報活用部 MID-NET 運営課：小林氏 電話：03-3506-9473 にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会 電話：03-3946-2121（内 4260）
（担当 高橋）

薬機発第0401005号
平成30年4月1日
一部改正 薬機発第0629050号
平成30年6月29日

日本医学会会長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 近藤 達也
(公 印 省 略)

MID-NETの利活用に係る利用料について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、MID-NETの本格運用開始に伴い、MID-NETの利活用に係る利用料について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 利用料について

MID-NETの利活用を行う場合には、利活用に係る契約の締結日の翌日から起算して45営業日以内に、機構の指定する金融機関の普通預金口座に次の利用料を振り込むこと。

(1) MID-NETの利活用に係る利用料

MID-NETの利活用に関する細則（平成30年細則第8号）の別表に定める額

(2) MID-NETの利活用における基礎的検討の実施に係る利用料

「MID-NETの利活用の初期段階における基礎的検討の実施要綱について」
（平成30年4月1日薬機発第0401004号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）の別添に定める額

2. 利用料の振込について

(1) 利用料は、承認された利活用の内容に応じた利用料の合計金額を振り込むこと。

(2) 銀行等の窓口で利用料を振り込む場合は、銀行等備え付けの振込依頼書を使用すること。

(3) 機構の指定口座は、次のとおりとする。

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
みずほ銀行	新橋支店	普通預金	4006400

(4) 振込の際の受取人の名称は「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」とすること。送金方法は「電信」と「文書」扱いのいずれの方法でも差し支えない。

(5) 振込の際の「ご依頼人」欄は最初に利活用の承認通知書に記載の「利活用番号」を記載又は入力し、次に1文字分を空欄とした後、「依頼人の組織名（企業名等）」を記載又は入力すること。

3. 還付の取扱いについて

(1) 利用料の納付後、MID-NETシステムを利用するためのアカウントの交付を受けるまでに契約の解除を書面にて通知し、還付請求を行った場合には、利用料の全額を還付する。ただし、アカウントの交付後には還付を行わない。

還付請求書様式はMID-NET利用料収納事務実施細則（平成30年細則第10号。以下「収納事務実施細則」という。）の様式2「MID-NET利用料誤納還付請求書」を使用すること。

(2) 区分間違い等により、振り込んだ利用料と本来の利用料額に差額が生じた場合は、その差額相当分を還付する。

還付請求書様式は収納事務実施細則の様式2「MID-NET利用料誤納還付請求書」を使用すること。

4. その他

利用料に関する振込依頼書の記載、振込等について、疑義が生じた場合は下記に照会すること。

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3丁目3番2号新霞が関ビル

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

医療情報活用部 MID-NET運営課

電話：03-3506-9473（ダイヤルイン）